

## 幼稚園就園奨励費補助事業等について

国 栃木県 上三川町では、私立幼稚園にお子さんを就園させている保護者の方の入園料及び保育料に係る経済的負担の軽減、また、少子化対策の一環を目的として、園児と生計を同一にする世帯の所得状況(園児の両親・祖父母等)に依りて算定された市町村民税課税額により定められた補助金を支給しております。

手続きの流れについては、年間を通して全て幼稚園経由で行いますので、手続きが円滑に進みますよう保護者の方のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、各補助金制度の詳細については、6～7月に送付予定の説明資料等をご覧ください。

### 1. 補助金の種類等

#### ① 幼稚園就園奨励費補助金(国・町)

対象者：幼児を私立幼稚園に就園させている保護者

補助金額：国から通知された補助単価に基づきます。

#### ② 第二子等保育料減免事業費補助金(県・町)

対象者：同時に2人以上の幼児を私立幼稚園に就園させている保護者

補助金額：県から通知された算定方法に基づきます。

#### ③ 第三子以降子育て支援費補助金(町)

対象者：当該世帯3番目以降の幼児を私立幼稚園に就園させている保護者

補助金額：保育料年額(ただし、毎年度知事が定める保育料の上限額を基に算出した保育料年額まで)から右記①及び②を差し引いた額となります。

※いずれも上三川町に住所を有する方(満3歳児・満3歳に達し、翌年4月を待たずに、年度途中から私立幼稚園に入園する幼児を指します。)から4歳児が対象となり、年度途中で異動が生じた場合には、補助金は原則月割りとなります。

※園児と生計を同一にする世帯状況(6月1日現在の世帯構成・市町村民税課税額)を基に事務手続きを行います。

### 2. 手続きの流れ

補助金申請から支給までの手続きの流れは概ね下表のとおりで、各手続きの際には、就園されている幼稚園又は町教育委員会にお問い合わせください。



時 期	手 続 内 容
H23.4～5月	申請・承諾 該当保護者から「補助金申請事務手続に係る承諾書」を提出していただきます。
6～7月	調書作成・確認 該当保護者あて「保育料等減免措置に関する調書」及び説明資料を送付し、調書の内容確認を依頼します。
8月～	調書内容審査 提出された関係書類の審査を行います。審査の結果、書類の不備があった場合には、個別に再依頼を行います。
H24.2月上旬	交付決定 補助金の交付決定を行います。
2月下旬～	支給 町から幼稚園へ補助金を振込み、その後、幼稚園から保護者の方に補助金を支給します。 ※支給方法は、就園幼稚園によって異なりますので、詳しくは当該幼稚園にお問い合わせください。

▼問い合わせ先＝教育総務課 学校教育係 ☎(56)9156

## 町税等口座振替新規加入 促進キャンペーンのお知らせ

▼実施期間 4月1日(金)～7月29日(金)

▼特典 II 期間中、新規に町税等の口座振替の申し込みをしていただいた方、先着200名様に、左記のプリペイドカードを後日、郵送により進呈いたします。なお、申し込み多数により進呈できない場合は、あらかじめご了承ください。

☆上三川いきいきプラザ施設利用プリペイドカード(1,000円分)

※利用できる施設(温水プール、マシンスタジオ、エアロビクススタジオ、風雨口)

▼対象税(科)目 II 町県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)

### ▼申し込み窓口 II

○役場税務課(1階)

○足利銀行

○栃木銀行

○宇都宮農業協同組合

○足利小山信用金庫

○ゆうちょ銀行・郵便局

各店舗で、お申し込みいただけます。

### ▼問い合わせ先 II

税務課 納税係

☎(56)9121



# 栃木県暴力団排除条例が制定されました。

施行日 平成23年4月1日

**利用しない 金を出さない 恐れない**

## ●目的

暴力団の排除に関し、基本理念を定め、県、県民、事業者が一体となつて、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進し、県民生活の安全と平穏及び地域の社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とするものとする。

## ●基本理念

暴力団を利用しないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を恐れないことを基本として、社会から暴力団の不当な影響を排除していきまわ。

## ●暴力団の排除に関する県の基本的施策

県は、公共工事その他の県の事務又は事業の実施に当たつて、県が実施する入札に暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者を参加させないなどの必要な措置を講じていきます。

## ●青少年の健全な育成を図るための措置

学校、児童福祉施設、公民館、図書館、博物館などの周辺区域で、新たに暴力団事務所を開設、運営することが禁止されます(違反した場合は、処罰されます)。

## ●事業活動における禁止行為

事業者が、暴力団の威力を利用する目的や暴力団の活動に協力する目的で、暴力団員に金を渡したり、商取引することなどが禁止されます(悪質な違反は、公表される場合があります)。

## ●不動産の譲渡等における禁止行為

暴力団事務所利用されることを知りながら、不動産の譲渡、貸付け及びその代理、媒介を行うことが禁止されます(悪質な違反は、公表される場合があります)。

## ▼問い合わせ先

下野警察署 刑事課

☎02885(52)0110

# テレビ アナログ放送終了まであと半年を切りました！

テレビのアナログ放送は、7月24日正午から、放送終了の「お知らせ画面」が表示され、24時までにはすべての放送が終了(完全停波)します。したがって、それまでの間に、地上デジタル放送を視聴するための準備をしないとテレビを見ることができなくなります。

地上デジタル放送を視聴するためには、地上デジタル放送対応の受信機とUHFアンテナが必要です。受信機は、新たにデジタルテレビを購入するか、またはアナログテレビに地上デジタルテレビ用チューナーを取り付ける方法があります。UHFアンテナは、地域によって新たに設置・調整等が必要な場合があります。

## ▼一般的なお問い合わせ先

デジタル栃木(総務省 栃木テレビ受信者支援センター)

☎028(333)3331

総務省 地デジチューナー支援実施センター

○NHK放送受信料全額免除世帯への支援

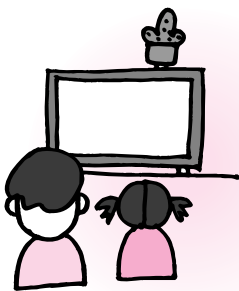
☎0570(03)3840

FAX 044(966)8719

○市町村民税非課税世帯への支援

☎0570(02)3724

FAX 043(302)0284



地デジの準備に当たり、「何をすればよいか分からない」という方や「テレビを買ったのにデジタル放送を受信できない」という方へは、デジタル(総務省テレビ受信者支援センター)がお手伝いします。まずは、デジタルにお電話ください。

経済的な理由等で地上デジタル放送に対応できない世帯(市町村民税非課税の世帯など)に対しては、簡易チューナーの無償給付などの支援も行っています。詳しくは総務省地デジチューナー支援実施センターまでお問い合わせください。一方、BSアナログ放送も7月24日に終了しますので、BSデジタル放送へ移行をお願いします。